

経済要録

国 内

◆「RTGS化」に関する日本銀行の検討状況について

日本銀行は、10月3日、「『RTGS化』に関する日本銀行の検討状況について」を発表した（その内容については、『日本銀行月報』1997年10月号「『RTGS化』に関する日本銀行の検討状況について」参照）。

◆京都共栄銀行について

日本銀行は、10月14日、京都共栄銀行について、以下の内容の対外公表を行った。

1. 本日、京都共栄銀行および幸福銀行より以下の連絡を受けた。

(1) 京都共栄銀行は、従来より厳しい経営状態が続いていたが、直近の大蔵省検査による実態把握等を通じ、償却を要する資産の額が同行の自己資本の額を大幅に上回っていることが判明し、自力でこの状態を脱却する目処がたたない状況となった。

(2) このため、関係者間で今後の同行のあり方について協議が行われた結果、今般、預金保険機構に対し不良債権の買取りを含む資金援助を要請していくことを前提に、幸福銀行への営業譲渡を行うことについて基本的な合意が得られた。

(3) このような事態を招いた経営責任を明確にするため、京都共栄銀行の吉永社長は辞任

する。

(4) また、営業を譲り受ける幸福銀行は、今後の金融システム改革を展望するとともに、今回の営業譲渡にも対応できるよう経営基盤の強化を図る観点から、資本の増強、経営の合理化等を内容とする新たな計画を策定し、実施する。

2. 今回新たに金融機関の経営破綻が発生したことは誠に残念であるが、関係者の協議により今般の処理策が速やかに合意されたことは、預金者保護及び金融システムの安定確保の観点から望ましいものと評価される。

日本銀行としても、わが国金融システムへの信頼を確保するため、今後、早急に処理策の具体化が図られるよう関係者と協議を行い、その円滑な実施に協力していく所存である。

3. 京都共栄銀行の預金は幸福銀行に引継がれ、全ての預金が保護されることとなるので、預金者におかれても心配されることなく、良識ある行動をとられることを強く希望する。

4. なお、幸福銀行へ業務が引継がれるまでの間、京都共栄銀行においては通常どおりの営業を継続することとしており、この間必要な場合には、日本銀行は日本銀行法第25条に基づく資金の融通を行うなど、金融システムの安定確保に万全を期す考えである。

◆各証券取引所、先物・オプション取引に係る証拠金及び値洗い制度を改正

東京証券取引所は、先物・オプション取引に係る証拠金及び値洗い制度の改正等を行い、一部（下記2.）を除き10月29日より施行した。今般の改正は、昨年6月に発表された証券取引審議会・デリバティブ特別部会報告書「証券取引所における先物・オプション取引のリスク管理の改善について」における提言を踏まえ、正会員等（正会員および特別参加者）の経営破綻時における顧客の資産保護等の観点から、取引証拠金の分別管理を行うとともに、委託に係る建玉及び取引証拠金の他の正会員等への円滑な移管を可能とするため、所要の改正等を行うもの。大阪証券取引所、名古屋証券取引所でも同様の改正を行い、同日より施行した。その概要是以下のとおり。

1. 証拠金及び値洗い制度の見直し等（10月29日より施行）

（1）取引証拠金の分別管理

- ・正会員等は、取引証拠金について、自己、委託別に所要額の計算を行うとともに、これらを分別して取引所に預託する。
- ・委託分の取引証拠金については、原則として、顧客が委託証拠金として差し入れた金銭又は有価証券をそのまま取引証拠金として預託する。この結果、証券会社が破綻した際にも顧客が差し入れた金銭又は有価証券そのものを移管又は返還できることとなる。

（2）顧客の計算上の利益の払出し

- ・顧客の建玉に計算上の利益額が生じてい

る場合、受入証拠金が委託証拠金所要額を上回る時の超過額を限度として、顧客の請求に応じて金銭により払い出すことを可能とする。

（3）委託証拠金の計算方法の合理化

- ・委託証拠金について、売買すべての建玉に対し証拠金を課す従来のグロス方式から、売買差引建玉に証拠金を課すネット方式に改める。
- ・最低委託証拠金を廃止する。

（4）証拠金所要額の計算

- ・取引証拠金及び委託証拠金の所要額は、売買差引建玉に、過去1年間の先物価格などの変動をもとに設定する「1単位当たりの証拠金額」を乗じて算出する。

（5）取引口座の設定方法

- ・現行、商品毎に口座を設け、それぞれについて建玉及び証拠金の管理等を行っているのを改め、これらを取引所毎に一本化し、一つの口座で当該取引所のすべての先物・オプション取引が行えることとする。

2. 正会員等破綻時における委託に係る建玉及び取引証拠金の取扱い（取引証拠金の自己、委託間の分別がなされた後、11月5日より施行）

正会員等破綻時における顧客の建玉及び証拠金の取扱い等について、以下の点を諸規則に明記し、手続きを明確化する。

- ①顧客が建玉の移管を希望し、他の証券会社が当該建玉の移管について承諾した場合

- ・顧客の建玉、証拠金とも、当該他の証券会社に移管。
- ②顧客が建玉について手仕舞を希望する場合
 - ・顧客の建玉－反対取引（転売又は買戻し）により決済。
 - ・顧客の証拠金－取引所が顧客に直接返還。
- ③上記以外の場合
 - ・顧客の建玉－取引所が定める期間を経過後、反対取引（転売又は買戻し）により決済。
 - ・顧客の証拠金－取引所が顧客に直接返還。

(スキーム)

1. 借入先 日本銀行本店取引先の金融機関、証券会社等
2. 借入対象国債 利付国債
3. 担保金額 借入れる国債の見合いとして差入れる担保金の額は、借入れる国債の時価総額に一定の比率（基準担保金率）を掛けた金額とする
4. レポ・レートの決定 レポ・レート（担保金利率から国債借入料率（注）を差引いたもの）は入札方式により決定
(注) 基準担保金率調整後の国債借入料率
5. 借入期間 6か月以内
6. 値洗い、担保金調整 借入れた国債の値洗いを日々実施し、担保金額に過不足が生じた場合には、日本銀行または借入先からの請求に基づきその調整を行う

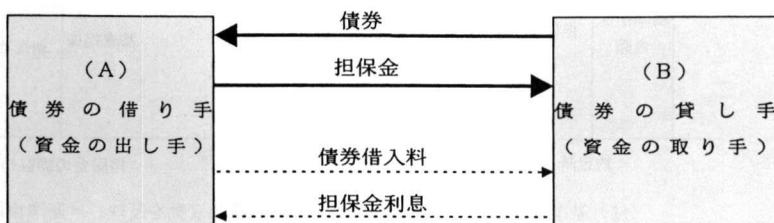
◆レポ市場向けオペレーションの実施について

日本銀行は、10月31日、「レポ市場向けオペレーションの実施について」を発表した。その内容は以下のとおり。

(目的)

現金担保付債券貸借市場（いわゆるレポ市場）の拡大等を踏まえ、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、金銭を担保とする国債の借入（いわゆるレポ・オペ）を以下のスキームで実施することとする。

現金担保付債券貸取引（いわゆるレポ取引）の基本スキーム



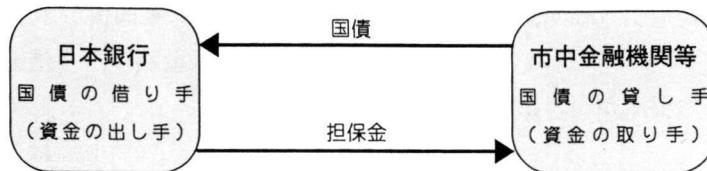
$$\text{「レポ・レート」} = \text{「担保金利率」} - \text{「債券借入料率」}$$

(注) 基準担保金率が 100% の場合。

—— 日本銀行がオペを通じ資金供給を行う場合、債券の借り手となる。

レポ市場向けオペレーションの基本スキーム

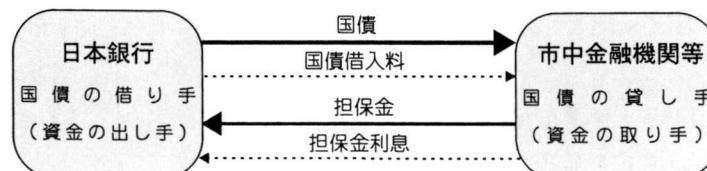
(1) スタート時



<計算方法>

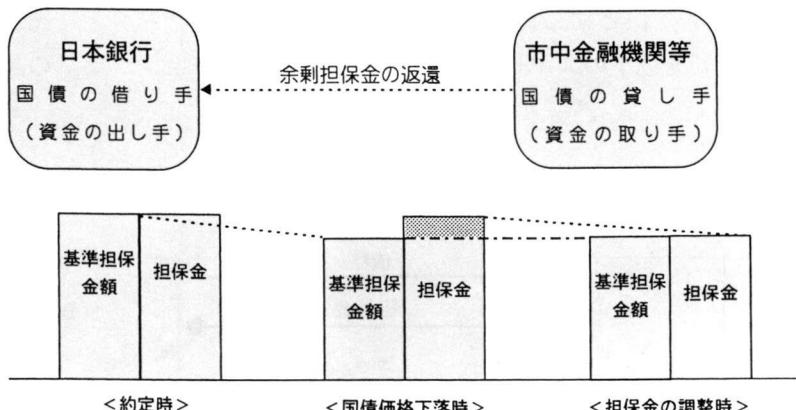
- ▽担保金 : 約定時に算出した時価総額 × 基準担保金率
- ▽レポ・レート : 担保金利率 - (国債借入料率 / 基準担保金率)

(2) エンド時



(3) 値洗いに伴い担保金の調整が発生する場合

- ―― 取引期間中に国債価格が下落し、日本銀行が請求のうえ国債の貸し手から担保金の一部返還を受ける場合（逆に、国債価格が上昇した場合には、国債の貸し手は日本銀行に対して追加担保金の差入を請求することが出来る）。



（注）基準担保金額 = 時価総額（日々の国債価格変動を反映）× 基準担保金率

◆現行金利一覧 (9年11月15日現在) (単位 年%)

	金 利	実施時期() 内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	0.5	7.9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	0.75	7.9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.625	7. 9.14 (2.0)
長期プライムレート	2.3	9.10.15 (2.5)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	2.30	9.11. 6 (2.40)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	2.30	9.11. 6 (2.40)
・住宅金融公庫	3.00	9. 9.16 (3.10)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	1.90	9.11. 6 (2.10)
(期間5年~7年)	2.05	9.11. 6 (2.25)
(期間7年以上)	2.20	9.11. 6 (2.40)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

(9年11月15日現在)

		発 行 条 件	改定前発行条件
国 債 (10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈11月債〉 <u>1.928</u> <u>2.0</u> <u>100.60</u>	〈10月債〉 2.139 2.2 100.50
割引国債(5年)	応募者利回り(%) 同税引後(%) 発行価格(円)	〈11月債〉 <u>1.353</u> <u>1.101</u> <u>93.50</u>	〈9月債〉 1.626 1.321 92.25
政府短期証券(60日)	応募者利回り(%) 割引率(%) 発行価格(円)	(7年9月13日発行分～) 0.374 0.375 99.9384	(7年7月31日発行分～) 0.625 0.625 99.8973
政府保証債(10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈11月債〉 <u>2.090</u> <u>2.0</u> <u>99.25</u>	〈10月債〉 2.261 2.2 99.50
公募地方債(10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈11月債〉 <u>2.102</u> <u>2.0</u> <u>99.15</u>	〈10月債〉 2.273 2.2 99.40
利付金融債(3年物)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈11月債〉 0.900 0.9 100.00	〈10月債〉 0.900 0.9 100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈11月債〉 1.400 1.4 100.00	〈10月債〉 1.400 1.4 100.00
割引金融債	応募者利回り(%) 同税引後(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈11月後半債〉 <u>0.351</u> <u>0.290</u> <u>0.34</u> <u>99.65</u>	〈11月前半債〉 0.401 0.331 0.39 99.60

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆ドイツ6大研究所、秋季共同経済見通しを発表

ドイツ6大研究所は、10月28日、秋季共同経済見通し（毎年春・秋に作成）を発表、その要旨は以下のとおり。

1. 経済見通し

ドイツ経済は、夏場にかけて一段と力強さを増しており、1997年の実質GDP成長率は、春時点（前年比+2.25%）から上方修正され、+2.4%となる見通し。こうした景気回復の主因は、引き続き外需であり、個人消費をはじめ内需への波及は未だ現れていない。

1998年については、外需の堅調持続に加え、内需の回復が見込まれることから、実質GDP成長率は前年比+2.8%となる見通し。すなわち、輸出は、西欧向けが堅調を持続するとみられるほか、ユニット・レーバー・コスト低下によるドイツ企業の対外競争力改善も輸出の拡大に寄与するとみられる。また、設備投資は、長期金利の低水準持続や企業収益の改善、設備稼働率の上昇等から、若干伸びが高まる見通しにある。加えて、個人消費は、厳しい雇用環境が続くことから、賃金上昇は緩やかなものに止まるが、連帯賦課金（東独支援のための特別税）の引き下げ等による可処分所得の増加から回復が見込まれる。この間、98年にかけて失業率は11.5%、失業者は442万人と現状比幾分悪化する見込み。

2. 政策提言

（1）経済政策

構造問題解決への重大な一歩とみられていた税制改革の挫折は、極めて遺憾。また、社会保障・年金問題についても、中長期的な解決策は見出されておらず、こうした状況は、経済政策に対する投資家や消費者の信認を失わせることになる。金融政策については、10月初のレポ金利引き上げに加え、先行き更に小幅の利上げが実施される可能性もあるが、欧州経済全体から見て金融政策は拡張的であり、景気の腰を折る惧れは小さい。なお、EMU（経済通貨統合）における短期金利の収斂レベルは、物価上昇率を2%程度に維持できるものとすべきであり、域内各国の平均レベルであったり、またある国の特殊な状況により決定されるべきでもない。

（2）EMUへの対応

財政赤字対GDP比率は、97年3.0%とマーストリヒト条約基準を充たした後、98年は2.5%とさらに低下する見込み。しかし、①社会保障負担の大幅引き上げや②政府投資の急速な削減による支出構造の歪み、また③ブンデスバンクの外貨準備の評価換え（98年予定）といった点に問題があり、今後はこれまで以上に消費的な支出の削減に注力し、財政健全化を「持続可能」なものとして進めて行く必要がある。

ドイツの実質GDP成長率等見通し

(単位 前年比 %)

	96年実績	97年見通し		98年見通し
		前回 (97年4月)	今回 (97年10月)	
実質GDP	+1.4	+2.25	+2.4	+2.8
失業率	10.3	11.2	11.4	11.5
失業者(千人)	3,965	4,280	4,380	4,420
消費デフレータ	+1.5	+1.5	+1.8	+1.9
財政収支対GDP比	▲3.4	▲3.2	▲3.0	▲2.5

◆イングランド銀行、政策金利を引き上げ

イングランド銀行は、11日6日、政策金利を以下のように引き上げることを発表した（（）内は実施日）。

(11月6日)

レポ金利 7.00%→7.25%

◆韓国政府、一連の金融市場安定化策を発表

韓国政府は、10月入り後、金融市場安定化を図るべく、一連の施策を発表した。各施策および主な内容は以下のとおり。

1. 証券市場の先進化対策（10月13日発表<以下、同じ>）

日本、香港等一部外国投資家に対する株式譲渡益課税の廃止（11月中に実施）のほか、外国人の株式保有比率上限の引き上げ（23%→26%、11月3日実施）。

2. 外国為替取引自由化策（10月17日）

銀行のネット直物ドル売り持高上限の引き上げ（自己資本の3%または500万ドル→

5%または800万ドル、11月1日実施）のほか、韓国企業による外貨借入れ時の金利上限規制の廃止。

3. 株式市場安定化策（10月19日）

勤労者株式貯蓄への加入金額の増額（1人当たり10百万ウォン→20百万ウォン）のほか、国営の韓国通信の株式上場延期。

4. 投資信託取引に係る規制緩和策（10月28日）

株式および債券ミューチュアル・ファンド手数料の自由化、投資信託会社による未上場株式への投資枠の拡大（払込資本金の10%→20%、いずれも11月1日実施）。

5. 金融市場安定化策（10月29日）

外国人投資家に対する、大企業発行の長期無保証債投資認可のほか、大企業発行の無保証転換社債の投資枠拡大（発行総額対比30%→50%、いずれも1998年1月実施）。

6. 実需目的以外のドル買いの一時禁止（10月30日）

10月30日より国内銀行間外為市場が安定を取り戻すまでの間、実需目的以外のドル買いを一時的に禁止。

◆台湾中央銀行、預金準備率を引き下げ

台湾中央銀行は、10月16日、金融市場の流動性需給の緩和を企図して、預金準備率の0.5~1.5%ポイントの引き下げを実施した。今次引き下げは、9月25日（引き下げ幅、▲0.15~▲0.75%）に続くもの。

当座預金	普通預金	定期預金	貯蓄預金	
			普通	定期
21.25	19.25	8.25	11.75	6.25
↓	↓	↓	↓	↓
19.75	17.75	7.75	10.25	5.75
(▲1.50)	(▲1.50)	(▲0.50)	(▲1.50)	(▲0.50)

(注) 前回改定は、1997年9月25日。かっこ内は下げ幅。

◆台湾財政部、株価梃子入れ策を発表

台湾財政部は、株式市場梃子入れを企図して、10月16日に株式市場の時価総額に占める外国人の保有比率上限の引き上げ(25%→30%)、1銘柄当たりの外国人保有比率上限の引き上げ(10%→15%)を内容とする対内株式投資規制の緩和を発表した。さらに、10月20日には、同様の趣旨から株式の信用取引に関し、比率の上限引き上げ(40%→50%)および基準の緩和、ミューチュアル・ファンド創設の申請・審査手続きの迅速化等を実施する旨発表した。

◆香港金融庁、LAF金利のビッド／オファー幅を拡大

香港金融庁は、10月25日、インターバンク市場における短期金利の乱高下を受けて、流動性調節ファシリティ(LAF)金利のビッド／オファー幅を拡大した(ビッド／オファー、4.25%/6.25%<ビッド／オファー幅2%>→4.00%/7.00%<同3%>)。LAF金利の変更は本年3月26日以来。この間、10月23日から24日にかけて主力銀行(香港上海銀行、スタンダード・チャータード銀行等)が、プライムレートの0.75%引き上げ(8.75%→9.5%)を相次いで

実施したほか、10月24日には香港銀行協会が普通預金金利上限の0.75%引き上げ(4%→4.75%)を決定した(27日実施)。

(注) 流動性調節ファシリティ(Liquidity Adjustment Facility)は、香港金融庁が、マーケット終了後に為替基金債等の現先取引により、オーバーナイトの資金供給・吸収を行う制度(1992年6月8日導入)。

◆タイ政府、包括的経済再建策を発表

タイ政府は、10月14日、包括的経済再建策を発表した。その主な内容は以下のとおり。

1. 財政関連

1998年度(1997年10月～1998年9月)政府予算の歳出を追加的に約1割削減(9,230億バーツ→8,230億バーツ)する一方、400億バーツの歳入増を図るため輸入車関税率、ガソリン、アルコール飲料、たばこなどの物品税率を引き上げ(ただし、ガソリン税の引き上げは10月17日に撤回)。

2. 金融システム再建策

(1) 商業銀行、および現在営業を続けているファイナンス・カンパニーについては、外国資本に50%超の出資(現行25%)を認めなど自己資本の増強を図るほか、貸出分類の定義の厳格化、経営不振先に対する早期是正措置を実施する。

(2) 業務停止中のファイナンス・カンパニー58社に関しては、金融再建庁(Financial Sector Restructuring Authority<FRRA>)を設立し、各社の再建計画を審査させるとともに、資産管理会社(Asset Management Corporation<AMC>)を設立し、不良債

権の買い取り・管理に当たらせる。

◆タイ、チャワリット首相が辞任、チュアン新内閣が発足

タイのチャワリット首相が辞任（11月6日）し、後任にはチュアン元首相（民主党党首）が就任、14日にはプミポン国王の承認を得て8党連立内閣が発足した。

◆マレーシア政府、1998年度予算案および年次経済報告を提出

マレーシア政府は、10月17日、1998年度（1～12月）連邦政府予算案を国会に提出した。

同予算案は、経済基盤の強化や持続可能な経済成長の達成等を目標として、歳入については約681億リンギ（今年度比+7.6%）を見込む一方、歳出については総額約591億リンギ（同+1.5%）に抑制する緊縮型となっている。この結果、財政収支は、1993年度以降5年連続の黒字を計上する見通しとなっている。

また、同政府は、上記予算案発表の際、以下の施策等を発表。

(イ) 経常収支赤字削減を企図した、建設資材、多目的車等に対する輸入関税の引き上げや、サービス収支改善のためのパスポート取得料引き上げ。

(ロ) 金融システム安定化を企図した、銀行の不良債権に関する定義の厳格化（延滞期間3か月<従来6か月>以上を不良債権に分類）や、銀行の情報開示の強化、即時決済システムの導入（1999年1月）。

一方、上記予算案と同時に発表された年次経済報告における経済見通しは次のとおりとなっている。

	1996年	97年（見込み）	98年（見通し）
実質GDP（前年比、%）	+8.6	+8.0	+7.0
経常収支（百万リンギ）	▲12,252	▲13,084	▲11,291
同対GNP比（%）	(▲5.2)	(▲5.0)	(▲4.0)

◆インドネシア中央銀行、預金準備率を引き下げ

インドネシア中央銀行は、10月20日、金融市場の流動性需給の緩和を企図して、預金準備率の引き下げ（5%→3%）を実施した。また、同措置と合わせて、S B P U（金融市場証券）を用いた資金供給を7月24日以来3か月振りに再開するとともに、S B I（中銀短期証券）金利を全期間について各1%引き下げた。

◆インドネシア政府、国際金融支援確定を受け、一連の経済改革実施を発表

インドネシア政府は、IMFを中心とする国際金融支援の確定を受け（IMFでは、11月5日、インドネシア向けスタンダードバイ信用供与を正式に承認）、10月末から11月初にかけて、一連の経済改革実施を発表。主な内容は以下のとおり。

1. 金融システム安定化策

民間銀行16行の営業免許取り消し

2. 規制緩和策等

①輸出促進の観点から、輸出補助金の対象

- 品目数を10から18へ拡大
- ②化学製品、水産物、鉄鋼の輸入関税率引き下げ
- ③現地調達率を高めた自動車製造業者に対する優遇税制措置を2000年までに撤廃するとともに、WTOで目下係争中の国民車計画については、WTOの決定に従う
- ④食糧管理庁が独占していた小麦、小麦粉、大豆、ニンニクの輸入を一般輸入業者に開放
- ⑤外資製造業に対し国内における自社製品の卸売を認可

◆インドネシア政府、政府関連15事業の継続を発表

インドネシア政府は、11月7日、9月に延期・再検討の対象となった政府関連事業のうち、15事業を大統領令により継続する旨発表。

◆中国銀行、商業銀行の貸出最長期間を延長

中国銀行は、「企業の生産活動をより市場ニーズに沿ったものとすべく」、商業銀行による企業向け運転資金の最長貸出期間を従来の1年から3年に延長したことを、10月中旬に明らかにした。

◆中国銀行、中国企業による外貨保有を認可

中国銀行は、10月15日から、輸出入を行

う中国企業のうち一定の条件を充たす先に、年間貿易総額の15%を上限に外貨収入の留保を認可した。

◆中国銀行、金融機関の預貸金金利を引き下げ

中国銀行は、物価の落ち着きに伴う実質金利の上昇を眺め、国有企業の金利負担を軽減するべく、10月23日、預貸金金利の引き下げを実施（平均引き下げ幅、預金金利：1.1%、貸出金利：1.5%）。今次引き下げは昨年8月以来、約1年2か月振り。

◆ベトナム国家銀行、ドンの為替レート変動幅を拡大

ベトナム国家銀行（中央銀行）は、10月14日、同国通貨ドンの対ドル為替レートの変動幅を3月に続き拡大した（中心為替レート比、±1%→3月3日±5%→今回±10%）。

◆インド準備銀行、公定歩合引き下げ

インド準備銀行は、10月21日、公定歩合の引き下げ（10%→9%）を発表し、22日から実施した。